

那覇建指第 385号
令和2年 3月 16日

関 係 各 位

那覇市 まちなみ共創部
建築指導課長 新里 武



「那覇市中高層建築物等の建築に関する指導要綱」の制定について

平素より那覇市の建築行政について、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、市民の健全な近隣関係の保持に資することを目的に中高層建築物等を建築する際の建築主等が講ずべき措置等について定めた指導要綱の制定を令和2年4月1日に予定しております。

当初、要綱制定にあたり、関係団体の皆様に向けた説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、説明会開催を中止することとなりました。

要綱の内容等につきましては、解説と手引きを那覇市建築指導課ホームページに掲載しております。

なお、要綱の制定後も下記のとおり周知期間及び経過措置を設けていますので、ご質問等がございましたら、那覇市建築指導課までお問い合わせください。

今後とも那覇市の建築行政にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

制定日：令和2年4月1日

施行日：令和2年10月1日

周知期間：令和2年4月1日から9月30日まで

経過措置：周知期間中に那覇市電波障害防止建築指導要綱に基づく届出を提出し、更に、令和3年3月31日までに工事を着手するものに関しては、那覇市中高層建築物等の建築に関する指導要綱の適用を受けないこととする。

問い合わせ先：那覇市 まちなみ共創部 建築指導課
TEL：098-951-3244 FAX:098-951-3245
E-mail：T-SIDOU001@city.naha.lg.jp